

ID: 1533

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の認定		
法令名 根拠条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第8条第1項		
法令番号	平成20年法律第87号		
【根拠条文】 (認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更) 第8条 第6条第1項の認定を受けた者は、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。 2 前3条の規定は、前項の認定について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日